

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成27年度

部局名：上下水道部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務 監査	<p>2 本市下水道事業では、公共下水道の整備が投資効果の低い地域にまで及びつつあり、生活排水処理基本構想も見直しが迫られている。管路ほかの諸施設等についても、更新・老朽化対策事業の急速かつ大量な増加が予測され、これらに伴う収支の悪化も懸念されている。</p> <p>こうした状況にあっては、新たに導入された公営企業会計の利点を財政運営面に活かし、地域的な特性に応じた最適な施設の整備を図るための長期的な「経営戦略」を策定する取組や、更新・老朽化対策のための積立金の準備や使用料算定原価の必要な見直しと効率的な資金管理などを行うために、その「経営戦略」を有効に活用する取組を進められたい。</p>	<p>下水道事業は、平成26年度の公営企業会計適用以来経過年数が短く、内部留保の蓄積が十分ではないため、未普及地域の整備や更新・老朽化対策の財源を国庫補助金及び企業債に依らざるを得ない状況であり、さらには人口減少による使用料収入の減少など、今後も厳しい経営環境が続くと予想されます。</p> <p>下水道事業の持続的な安定経営を目的に、令和2年度に「経営戦略」を策定し、令和3～12年度の計画期間に取組むべき事業の課題と具体的取組みを整理するとともに、今後40年間の収入及び支出を見込んだうえで計画期間の「投資・財政計画」を推計しました。</p> <p>今後は、この「経営戦略」を事業運営の柱とし、「汚水処理手法の最適化の検討」や「ストックマネジメントを踏まえた適正な資産管理」を含め、更なる経営安定化の推進に取り組むとともに、「経営戦略」のPDCAにより必要な検証・見直しを図りながら、安全・安心で持続可能な下水道事業の健全経営に努めてまいります。</p>